

岩手県子育てポータルサイト・子育てアプリ
構築及び広報業務

企画コンペ実施要領

令和 3 年 7 月
岩 手 県

この「岩手県子育てポータルサイト・子育てアプリ構築及び広報業務委託実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県子育てポータルサイト・子育てアプリ構築及び広報業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに応募しようとする者（以下「応募者」という。）が、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
岩手県子育てポータルサイト・子育てアプリ構築及び広報業務委託 一式
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和4年3月31日まで
なお、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないとき認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがあること。
- (3) 業務の仕様等
資料2「調達・業務仕様書」のとおり
- (4) 予算額
9,315,075円以内（消費税10%込）

2 応募者の資格要件等

- (1) 個人又は法人は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号並びに第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 令和3年度において岩手県が発注する情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和2年岩手県告示第758号）に規定する情報システム開発業務の種類のうち、ソフトウェア開発及びインターネット関連業務について、特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
 - ウ 地方公共団体若しくは国又は民間企業等において、元請として、適切な情報システム等を導入し運用を開始した実績を有する者であること。
 - エ 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する法人又は団体であって、本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、対応できる体制を整えていること。
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - カ 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

- キ 技術提案書等申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていないこと。
 - ク 技術提案書等申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
 - ケ キ又はクの文書警告に伴う措置を受けている場合、この公告の日において、当該措置を受けた日から1月を経過していること。
 - コ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に参与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
 - サ 本件に関して（2）に定める共同企業体の構成員となっていないこと。
- (2) 共同企業体は、次に掲げる要件を満たす2者又は3者の構成員からなる任意の団体であること。
- ア 構成員間で次の(ア)から(コ)までに掲げる事項を定めた協定を締結していること。
 - (ア)目的
 - (イ)共同企業体の名称
 - (ウ)構成員の名称及び所在地
 - (エ)共同企業体の代表者の名称及び権限
 - (オ)各構成員の出資比率
 - (カ)構成員の責任
 - (キ)業務履行中における構成員の脱退に関する措置
 - (ク)業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (ケ)共同企業体が解散した後の契約不適合
 - (コ)その他必要な事項
 - イ 出資比率が最大の者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。
 - ウ 共同企業体の各構成員が(1)イに掲げる要件を満たしていること。
 - エ 構成員のいずれかの者が(1)ウに掲げる要件を満たしていること。
 - オ 各構成員が(1)ア及びエからコまでに掲げる要件を満たしていること。
 - カ 本件に関して各構成員が他の共同企業体の構成員となっていないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

- (1) 担当室課
 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室（岩手県庁9階）
 所在地：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
 電話：019-629-5456 FAX：019-629-5464
 電子メールアドレス：AD0007@pref.iwate.jp
- (2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県ホームページに掲載する。

トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 上右端「県政情報」 > 「入札・コンペ・公募情報」 > 「コンペ」 > 「コンペ参加者募集情報」

- ※ 郵便での配布は行いません。
- ※ 実施要領等は、県のホームページから取得（ダウンロード）してください。
- ※ 実施要領等に係る説明会は実施しません。

資料1	企画コンペ実施要領（本書）
資料2	調達・業務仕様書
資料3	企画提案審査要領
資料4	技術提案書作成要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 **令和3年7月19日（月）正午まで**
- イ 受付場所 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室
(連絡先は上記「3(1)担当室課」を参照)
- ウ 提出方法 **【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」**に簡潔に記入の上、電子メール又はFAXにより提出すること。
- エ 回答方法 全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県ホームページに掲載する。
- オ 回答期日 **令和3年7月21日（水）**

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 提出書類 下記のとおり。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 【様式1-2】参加資格確認申請書・ 【様式1-3】共同企業体協定書※ 共同企業体協定書の作成が期日までに間に合わない場合は、予定している共同企業体の概要（様式1-4）を期限までに提出し、令和3年7月28日（水）正午までに共同企業体協定書（様式1-3）を提出すること。・ 【様式1-5】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績 |
|---|

- イ 提出期限 **令和3年7月26日（月）正午まで〔必着〕**
- ウ 提出先 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 次世代育成担当
(連絡先は上記「3(1)担当室課」を参照)
- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
 - ・ 持参の場合は、**午前9時から正午までに**持参のこと。
 - ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。
- オ 確認結果 参加資格の確認結果は、**令和3年7月29日（木）**までにメール等により

通知する。

カ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 **令和3年7月30日（金）正午まで【必着】**

イ 提出先 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室
（連絡先は上記「3（1）担当室課」を参照）

ウ 提出方法 任意様式（Wordファイル等）に記入の上、電子メールに添付又はFAXにより提出すること。

エ 回 答 県は、説明を求められたときは、**令和3年8月2日（月）まで**に、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

(7) 技術提案書等の提出

応募者は、技術提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料4「技術提案書」で定める書類

イ 提出期限 **令和3年8月3日（火）正午まで【必着】**

ウ 提出先 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 次世代育成担当
（所在地等は前頁「3（1）担当室課」を参照）

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
・ 持参の場合は、**午前9時から正午まで**に持参のこと。
・ 郵送の場合は、封筒表に、技術提案書中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

オ 提案は、応募者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、技術提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない（軽易なものを除く）。

カ その他、資料2「調達・業務仕様書」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画コンペ参加の辞退

上記「(4) 参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、【様式2-1又は様式2-2】「企画コンペ参加辞退届」を、**令和3年8月2日（月）正午まで【必着】**に、3（1）まで持参または郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

(9) 技術提案に際しての留意事項

ア 失効又は無効

次のいずれかに該当する場合は、当該申請は失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて応募書類が提出されたとき。
- (イ) 提出した書類に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案・記載したとき。
- (ウ) 提出した書類が誤字、脱字等により必要事項が確認できないとき。
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (オ) 本募集要項に違反すると認められるとき。
- (カ) 応募資格を有していないことが判明したとき。
- (キ) 応募者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

イ 応募書類の取扱い

- (ア) 応募者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属すること。
- (イ) 提出された応募書類は返却しないこと。
- (ウ) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

ウ 費用負担

応募に係る経費は、すべて応募者の負担とすること。

エ 情報公開

応募書類は、情報公開の請求により開示する可能性があること。

オ その他

- (ア) 応募書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- (イ) 応募資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

応募者の企画提案の審査は、資料 4「企画提案審査要領」に基づき、技術的審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

なお、技術提案書等の内容が、「1 本業務の概要」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 技術的審査委員会の開催

ア 開催日時 令和 3 年 8 月 5 日（木）（時間等詳細は別途通知）

イ 開催場所 盛岡市内

ウ 開催方法等

- (ア) 審査は、応募者から提出された技術提案書等及び応募者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び録画媒体の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に県

に連絡することとする。追加資料の提出は認めない。

- (イ) プレゼンテーションの順番は、技術提案書提出の受付順とする。
 - (ウ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする（※時間については、変更の可能性有。別途通知）。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
 - (エ) 応募者が5者を超える場合には、委員会の部会において、技術提案書等による審査（以下「一次審査」という）を実施し、上位と評された5者により、委員会において技術提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、応募者が5者を下回る場合には、一次審査は行わない。
 - (オ) 新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、技術提案書のみによる審査又はオンラインでの委員会の選考委員の実施とする可能性がある。その場合は別途通知する。
- (3) 受託候補者の決定
- ア 県は、委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
 - イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各応募者に郵送により書面で通知する。
 - ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約を行う。
- (4) 苦情申し立て
- 本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月5日岩手県告示第215号）」により、岩手県政府調達苦情検討委員会（連絡先 岩手県出納局 電話番号 019-629-5990）に対して苦情を申し立てることができる。

5 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (3) 技術提案書等との関係
技術提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (4) 落札者等の公表
県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

6 調達手続の停止等

岩手県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止等することがある。

7 公正な企画コンペの確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と応募意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に技術提案書等を作成しなければ

ばならない。

- (3) 応募者は、受託候補者の選定前に、他の応募者に対して技術提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

[参考：本企画コンペに関するスケジュール]

- | | |
|---------------------|--------------|
| ①「実施要領等に関する質問票」提出期限 | 7月19日（月）正午まで |
| ②質問事項に対する最終回答 | 7月21日（水） |
| ③「企画コンペ参加届出書」提出期限 | 7月26日（月）正午まで |
| ④「企画コンペ参加辞退届」提出期限 | 8月2日（月） |
| ⑤「技術提案書」等提出期限 | 8月3日（火）正午まで |
| ⑥企画提案の審査（プレゼンテーション） | 8月5日（木） |
| ⑦受託候補者決定 | 8月上旬 |
| ⑧委託契約締結 | 8月中旬 |